

みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）の概要

The Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna

1. 目的

みなみまぐろの保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保すること。

2. 設立条約

みなみまぐろの保存のための条約

発効：1994年 5 月 20日

我が国による締結：1994年 5 月 20日

3. 任務

- ・総漁獲可能量（TAC）及び締約国等に対する割当量の決定、その他の保存管理措置を採択すること
- ・条約の目的達成に悪影響を与える非締約国等の活動抑止のための締約国等の間の協力を行うこと 等

4. 参加国等

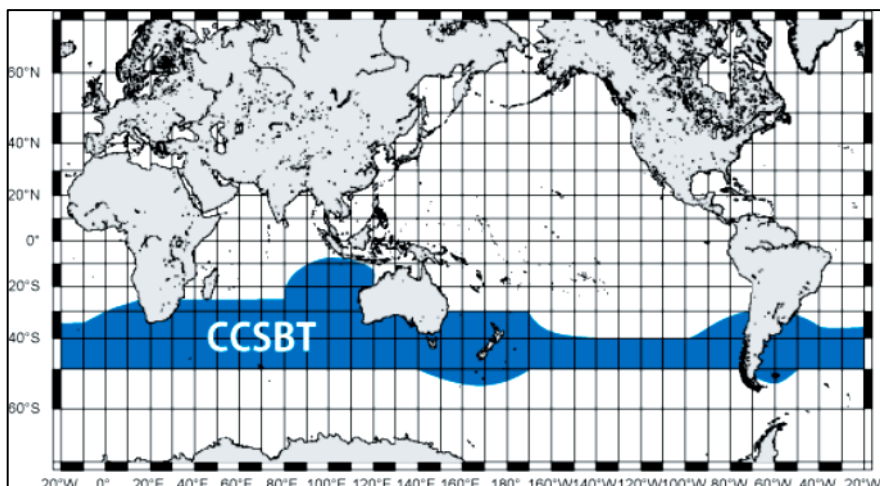
日本、豪州、インドネシア、ニュージーランド、南アフリカ、韓国、台湾、EU
（台湾、EUは加盟国ではないが、拡大委員会のメンバーとして参加。）

5. 対象資源

ミナミマグロ

6. 対象水域

ミナミマグロを対象とした地域漁業管理機関のため特定の対象水域無し



7. 事務局所在地

キャンベラ（豪州）